

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第5、議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長、岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」いわゆる、「番号利用法」の施行に伴い、多度津町が保有する特定個人情報について、適正な取扱いを確保し、並びに提供、開示、費用及び利用停止請求権などを実施するための改正でございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

3ページの新旧対照表をお開きください。

第2条における定義といたしまして、「番号利用法」に係る「特定個人情報」及び「保有特定個人情報」を新たに定義するものであります。

第2条第7項として、特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定されている、「個人番号をその内容に含む個人情報」のことを言い、「この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。」

同条第8項として「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものを言い、「この条例において「保有特定個人情報」とは保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。」

以上の2項を追加するものでございます。

次に、第6条の個人情報の次に「特定個人情報を除く。以下この条において同じ。」を加えるものでございます。

4ページをお開きください。

第6条第4項中、第2条におきまして番号利用法に用いる「特定個人情報」を新たに定義したため、従来の、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的

差別の原因となるおそれのある個人情報を「特定個人情報」と定めていた字句を削除するものでございます。

次に、第7条第1項中、保有個人情報において「保有特定個人情報を除く」を加え、別に、第3項として、番号利用法第29条では、特定個人情報を目的外利用することができる場合として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、激甚災害時と限定していることから、「第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報についての利用目的以外の目的のために利用することができる。」を加えるものでございます。

5ページをお開きください。

第8条は、保有個人情報の後に「保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。」を加えるものでございます。

次に、第12条第4項「前条の規定による委託又は指定管理者が行う指定管理業務が個人番号利用事務（番号利用法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）又は個人番号関係事務（番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託に該当する場合においては、同条及び本条の規定は適用しない。」を加えるものでございます。

6ページをお開きください。

第14条第2項中、法定代理人の次に「保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の代理人又は本人の委任による代理人」を加えるものでございます。

次に、第16条第9号、「第14条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をした場合において、開示することが当該本人の利益に反すると認められる情報」いわゆる、（生命、身体又は財産を害するおそれがある情報）を加えるものでございます。

7ページをお開きください。

第26条第2項として「町長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規定で定めるところにより、その者が負担すべき費用の減額をし、又は免除することができる。」を加えるものでございます。

次に、第36条第3号として、「番号利用法第20条の規定に違反して特定個人情報である自己情報を収集し、又は保管したとき」を、また、第4号として、「番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに特定個人情報である自己情報を記録したとき」の2号を加えるものでございます。

8ページをお開きください。

第46条第6項に、「保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする」を加えるものがございます。

2ページをご覧ください。

附則として、この条例は番号利用法の施行の日から施行するものがございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。